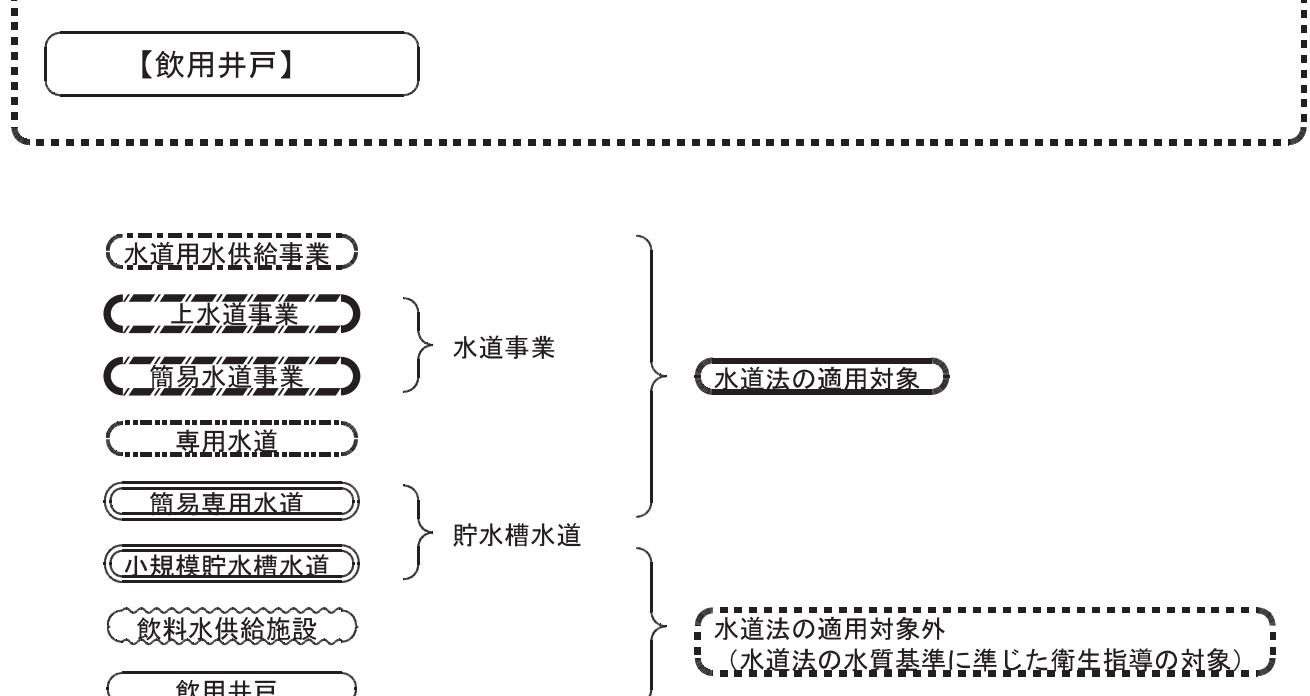
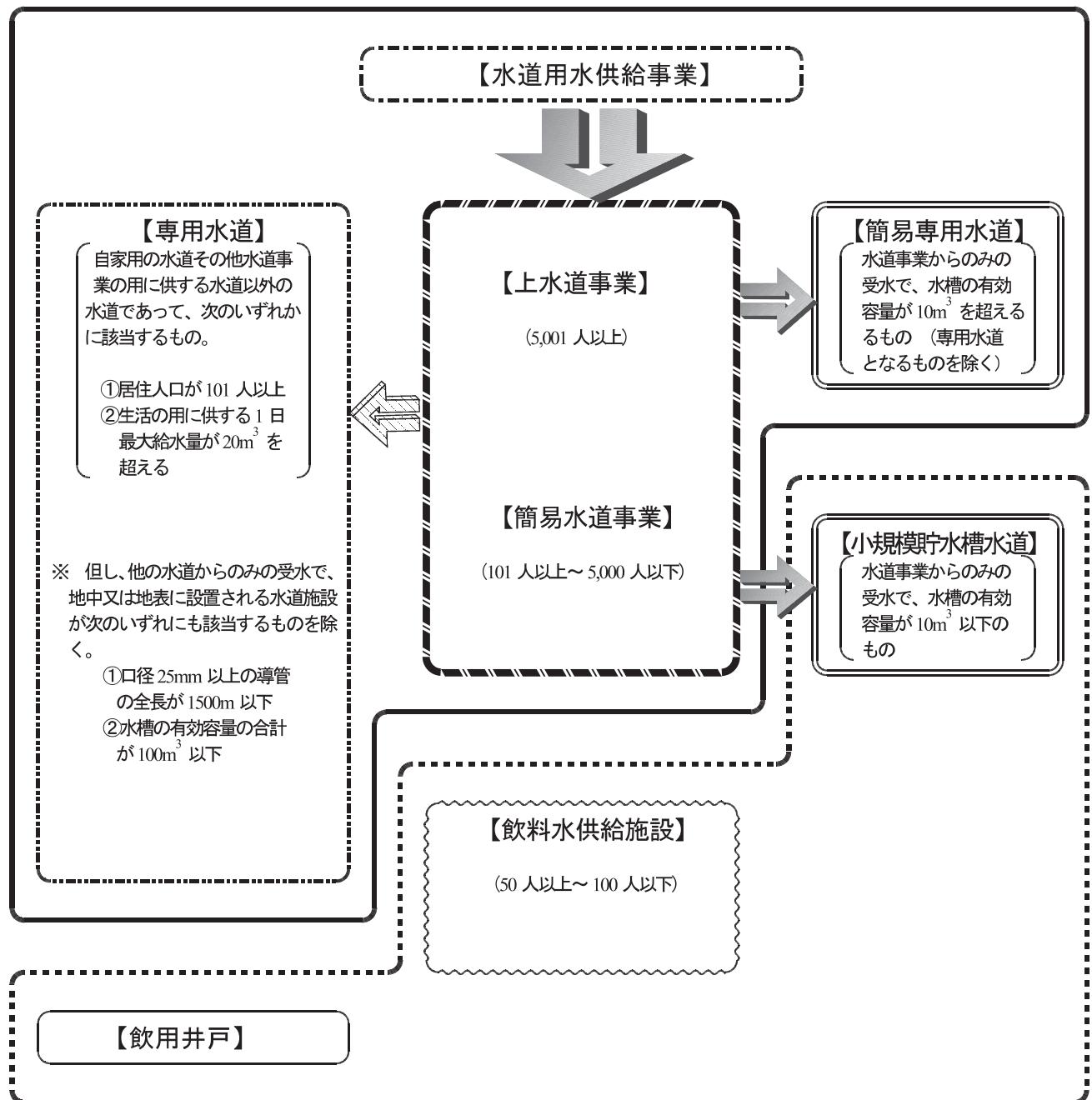


## < 参 考 >

## 用語解説

1 上水道	計画給水人口 5,001 人以上の水道。
2 簡易水道	計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道。
3 専用水道	寄宿舎、社宅等における自家用水道で居住人口 101 人以上、又は生活の用に供する 1 日最大給水量が 20m <sup>3</sup> を越える水道。
4 簡易専用水道	水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道からのみ給水を受けるもので、受水槽の容量が 10m <sup>3</sup> を超えるもの。
5 飲料水供給施設	給水人口が 100 人以下の給水施設。
6 水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、上水道事業や簡易水道事業がこれにあたる。
7 水道用水供給事業	水道事業者にその用水を供給する事業。
8 水道施設	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設であって、水道事業者の管理に属するもの。
9 給水装置	需要者に水を給水するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具。
10 普及率 (%)	= (現在給水人口 / 行政区域内人口) × 100
11 無効水量	配水管本管の漏水量、メーターより上流の給水管の漏水量など有効に使われなかった水量。
12 有効水量	= 有収水量 + 無収水量
13 有収水量	料金収入の対象となった水量。
14 無収水量	管洗浄用水、公衆飲料用、消火用など、有効に使われているものの料金収入の対象とならない水量。
15 有収率 (%)	= (年間有収水量 / 年間給水量) × 100
16 有効率 (%)	= (年間有効水量 / 年間給水量) × 100
17 負荷率 (%)	= (1 日平均給水量 / 1 日最大給水量) × 100

# 水道の概念図



(3) 水質基準等

ア 水道法第4条に基づく水質基準(51項目)(令和2年4月1日施行)

区分	項目名	基準値	検査回数	省略の可否	備考
健	1 一般細菌	1mlの海水で形成される集落数が100以下であること	概ね1月に1回以上(回数の減は不可)	不可	病原微生物
康	2 大腸菌	検出されないこと	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
に	3 ドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
閑	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
す	5 セン及びその化合物	0.01mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と記載され、過去3年間にわたる当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	"
る	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
項	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
目	8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。	"
目	9 臭硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)による一斉分析法	不可	無機物
項	10 シアン化物イオン及び塩化シナ	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ボスマカラム吸光光度法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)	無機物、消毒副生成物
目	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)による一斉分析法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。
目	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると記載可。(海水を原水とする場合不可。)	"
	13 カルシウム及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法		"

PT-GC-MS法:ハーネットラップガスクロマトグラフ-質量分析法  
HS-GC-MS法:ヘッドスペースガスクロマトグラフ-質量分析法  
固相抽出-HPLC法:固相抽出-高速液体クロマトグラフ法

ICP法:誘導結合プラズマ発光分光分析法  
ICP-MS法:誘導結合プラズマ-質量分析法  
溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法:溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
健康に関する項目	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)が少ないと認められる場合(過去3年間に水資源の種別、取水地点又は排水方法を変更した場合は、近傍の地域における水資源の状況を含む。)であると認められる場合、省略可。	有機物
	15 1,4-ジカルサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固体抽出GC-MS法		"	"
	16 シス-1,2-ジクロロエチレ及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	固体抽出GC-MS法		"	"
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法		"	"
	18 テトロクロロエチレン	0.01mg/L以下			"	"
	19 ドクロロエチレン	0.01mg/L以下			"	"
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下			"	"
	21 塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマグラフ法、液体クロマグラフ質量分析法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	液体クロマグラフ質量分析計による一斉溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法		"	"
	23 クロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法		"	"
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	液体クロマグラフ質量分析計による一斉溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法		"	"
	25 ジブロモクロロタシ	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法		"	"
	26 臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマグラフ-ホストカラム吸光光度法		"	"
	27 総トリハロドゲン	0.1mg/L以下	固相抽出-HPLC法、HS-GC-MS法、全有機炭素計測定法、ガラス電極法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物
	28 ドクロロ酢酸	0.03mg/L以下	液体クロマグラフ質量分析計による一斉溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法		"	"
	29 フロモジクロロタシ	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法		"	"
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-高選択性クロマグラフ法		"	"
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	誘導体化-液体クロマグラフ-質量分析法		"	"
	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び食機材等の使用状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	金属類
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法		"	"
	34 鋼及びその化合物	0.3mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね1年に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	無機物
	35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法		"	"
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3年間に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	金属類
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法		"	"

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラ法(陰イオン)による一斉分析法、滴定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をすることが可。) 1回以上とすることが可。)	不可	その他
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラ法(陽イオン)、滴定法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下となるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められると認めた場合を除く。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滯水層を水源とする場合等)を算出する薬剤の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合を除く。)
40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法		"	無機物
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法		"	有機物
42	ジオスマシン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法及びクロマトグラフ質量分析法	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する薬剤の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められた期間を除く。) (回数の減は不可。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滯水層を水源とする場合等)を算出する薬剤の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合を除く。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合を除く。)
43	2-メチルイソブロネオール	0.00001mg/L以下			"	有機物
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法 固相抽出-高速液体クロマトグラ法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合は、過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下となるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合を除く。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合を除く。)
45	フェノール類	0.005mg/L以下	フェノールとして 固相抽出-誘導体化-GC-MS法		"	有機物
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の 量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をすることが可。) 1回以上とすることが可。)	不可	その他 H17.3.31までは過マンガン酸カリウム消費量で10mg/L
47	pH値	5.8～8.6	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法		"	その他
48	味	異常でないこと	官能法		"	
49	臭気	異常でないこと			"	
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法		"	
51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、散乱光測定法、透過程式光度法		"	

イ ①水質管理目標設定項目  
 (水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目)

(令和2年4月1日適用)

項目	目標値
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
4 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
5 トルエン	0.4mg/L以下
6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
7 亜塩素酸	0.6mg/L以下
8 二酸化塩素	0.6mg/L以下
9 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
10 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
11 農薬類 <sup>(注)</sup>	検出値と目標値の比の和として、1以下
12 残留塩素	1mg/L以下
13 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
14 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
15 遊離炭酸	20mg/L以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
17 メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
18 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
19 臭気強度(TON)	3以下
20 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
21 濁度	1度以下
22 pH値	7.5程度
23 腐食性(ランゲリア指数)	—1程度以上とし、極力0に近づける
24 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
25 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
26 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下
27 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

注:農薬類(水質管理目標設定項目 15 )の対象農薬リスト

農薬の総量評価

( A農薬の検出濃度／A農薬の目標値 ) + ( B農薬の検出濃度／B農薬の目標値 ) ≤ 1

※ 検出濃度が定量下限値を下回った場合、当該農薬の濃度は0として取り扱う。

イ ②水質管理目標設定項目15(農薬類)の対象農薬リスト

(令和4年4月1日適用)

No.	項目	目標値 (mg/L)	用途	No.	項目	目標値 (mg/L)	用途
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D) <sup>注1)</sup>	0.05	殺虫剤	59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	除草剤	60	チオファネートメチル	0.3	殺虫剤、殺菌剤
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	除草剤	61	チオベンカルブ	0.02	除草剤
4	EPN <sup>注2)</sup>	0.004	殺虫剤	62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
5	MCPA	0.005	除草剤	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
6	アシュラム	0.9	除草剤	64	トリクロビル	0.006	除草剤
7	アセフェート	0.006	殺虫剤、殺菌剤	65	トリクロロヘン(DEP)	0.005	殺虫剤
8	アトラジン	0.01	除草剤	66	トリシクラゾール	0.1	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
9	アニロホス	0.003	除草剤	67	トリフルラリン	0.06	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤	68	ナプロパミド	0.03	除草剤
11	アラクロール	0.03	除草剤	69	パラコート	0.005	除草剤
12	イソキサチオン <sup>注2)</sup>	0.005	殺虫剤	70	ペロホス	0.0009	除草剤
13	イソフェンホス <sup>注2)</sup>	0.001	殺菌剤	71	ピラクロニル	0.01	除草剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤	72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	73	ピラゾリネット(ピラゾレート)	0.02	除草剤
16	イブフェンカルバゾン	0.002	除草剤	74	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫剤
17	イブロベンホス(IPB)	0.09	殺菌剤	75	ピリチカルブ	0.02	除草剤
18	イミノクタジン	0.006	殺虫剤、殺菌剤	76	ピロキロン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
19	インダノファン	0.009	除草剤	77	フィプロニル	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤	78	フェニトロチオン(MEP) <sup>注2)</sup>	0.01	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
21	エトフェンブロックス	0.08	殺虫剤、殺菌剤	79	フェノカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
22	エンドスルファン(ベンゾエビン) <sup>注3)</sup>	0.01	殺虫剤	80	フェリムゾン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
23	オリサストロビン <sup>注4)</sup>	0.02	除草剤	81	フェンチオン(MPP) <sup>注10)</sup>	0.006	殺虫剤
24	オキシン・銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤	82	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
25	オリサストロビン	0.1	殺虫剤、殺菌剤	83	フェントラザミド	0.01	除草剤
26	カズサホス	0.0006	殺虫剤	84	フサライド	0.1	殺虫剤、殺菌剤
27	カフェンストロール	0.008	殺虫剤、除草剤	85	ブタクロール	0.03	除草剤
28	カルタップ <sup>注5)</sup>	0.08	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	86	ブタミホス <sup>注2)</sup>	0.02	除草剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	87	ブロフェジン	0.02	殺虫剤、殺菌剤
30	カルボフラン	0.0003	代謝物	88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
31	キノクラミン(ACN)	0.005	除草剤	89	ブレチラクロール	0.05	除草剤
32	キャブタ	0.3	殺菌剤	90	ブロシミド	0.09	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	除草剤	91	ブロチオホス <sup>注2)</sup>	0.007	殺虫剤
34	グリホサート <sup>注6)</sup>	2	除草剤	92	ブロピコナゾール	0.05	殺菌剤
35	グルホシネット	0.02	除草剤、植物成長調整剤	93	ブロピザミド	0.05	除草剤
36	クロメプロップ	0.02	除草剤	94	ブロベナゾール	0.03	殺虫剤、殺菌剤
37	クロルニトロフェン(CNP) <sup>注7)</sup>	0.0001	除草剤	95	ブロモブチド	0.1	殺虫剤、除草剤
38	クロルビリホス <sup>注2)</sup>	0.003	殺虫剤	96	ペノミル <sup>注11)</sup>	0.02	殺菌剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤	97	ベンシクリン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
40	シアナジン	0.001	除草剤	98	ベンゾビシクリン	0.09	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤	99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤	100	ベンタゾン	0.2	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	101	ベンディメタリン	0.3	除草剤、植物成長調整剤
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	102	ベンフラカルブ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
45	ジクワット	0.01	除草剤	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメタン)	0.004	殺虫剤	104	ベンフレセート	0.07	除草剤
47	ジチオカルバメート系農薬 <sup>注8)</sup> (二硫化炭素として)	0.005	殺虫剤、殺菌剤	105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
48	ジチオビル	0.009	除草剤	106	マラチオン(マラソン) <sup>注2)</sup>	0.7	殺虫剤
49	シハロホップブル	0.006	除草剤	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤	108	メソミル	0.03	殺虫剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤	109	メタラキル	0.2	殺虫剤、殺菌剤
52	ジメタエート	0.05	殺虫剤	110	メチダチオン(DMTP) <sup>注2)</sup>	0.004	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	除草剤	111	メトニストロビン	0.04	殺虫剤、殺菌剤
54	ダイアジノン <sup>注2)</sup>	0.003	殺虫剤、殺菌剤	112	メトリブジン	0.03	除草剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	113	メフェナセット	0.02	除草剤
56	ダゾメット・メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート <sup>注9)</sup>	0.01	殺菌剤	114	メプロニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
57	チアジニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤	115	モリネート	0.005	除草剤
58	チウラム	0.02	殺虫剤、殺菌剤				

注1) 1, 3-ジクロロプロベン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロベン及びトランス-1, 3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルビリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)及びメチダチオン(DMTP)の濃度については、それぞれのオキソイン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソイン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン(ベンゾエビン)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエビンスルフェート)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエビンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロビネブ、ボリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット及びメタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキソンスルホキシド及びMPPオキソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算して合計して算出すること。

注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

## ウ 要検討項目(46項目)

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目

(令和3年4月1日適用)

	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17—β—エストラジオール	0.00008 (暫定)
8	エチニル—エストラジオール	0.00002 (暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2, 4—トルエンジアミン	-
14	2, 6—トルエンジアミン	-
15	N, N—ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定)
21	ヒドラジン	-
22	1, 2—ブタジエン	-
23	1, 3—ブタジエン	-
24	フタル酸ジ(n—ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	ミクロキスチン—LR	0.0008 (暫定)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定) (TBTO)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	N—ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
42	アニリン	0.02
43	キノリン	0.0001
44	1, 2, 3—トリクロロベンゼン	0.02
45	二トリロ三酢酸 (NTA)	0.2
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHS)	-